

宿泊税導入検討に むけた意見交換会

令和7年6月26日（木）14：00～

令和7年6月27日（金）14：00～

奄美市役所 名瀬総合支所5階 大会議室

奄美市 世界自然遺産課

- 1.開会挨拶
- 2.これまでの経緯の報告
- 3.宿泊税制度（検討委員会 案）の説明
- 4.意見交換会
- 5.閉会

本日は皆様から広くご意見・ご要望等を承りたいと思います。
内容次第では「回答は後日」となる場合もございます。
その点はあらかじめご了承くださいますと幸いです。



1.開会挨拶



2.経緯の報告

- 平成29年3月7日 世界自然遺産登録につながる保護担保措置として、「生態系管理型」「環境文化型」の新たな考え方に基づいて奄美群島が34番目の国立公園に指定。
- 令和3年7月26日「生物多様性」の評価基準によって国内5件目の世界自然遺産に登録。
- 市長マニフェスト【41】環境保全に特化した、地域独自の財源をつくります。
- あまみ大島観光物産連盟が観光庁令和4年度「持続可能な観光推進モデル事業」で「環境文化協力金」（仮称）の徴収額・徴収方法・決済システムを構築するための実証実験を実施。
- 令和4年度奄美市世界自然遺産活用プラットフォームの官民連携会議から本市に対して「法定外目的税導入の検討委員会設置」の提言
- コロナ禍で一時落ち込んだ観光客も令和4年度当初から徐々に回復傾向がみられる。



令和5年度に「奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会」を設置

奄美大島が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持するため、地元自治体に求められる行政需要に恒久的に対応できる財源確保を幅広く検討する。
（想定される財源例）法定外普通税、法定外目的税、入島税、協力金 など



開催状況

委員

学識経験者、商工関係者、観光関係者、市議会議員、奄美市副市長、奄美市関係部長
計 9 名

第 1 回

【令和 5 年 8 月 16 日】

1. （議事）推進体制と年間スケジュール案について
2. （議事）他自治体の導入事例について
3. （議事）最終報告書イメージと論点について
4. （報告）環境文化協力金実証事業
5. （報告）奄美市議会産業建設委員会所管事務調査
（北海道倶知安町宿泊税について）

第 2 回

【令和 5 年 11 月 20 日】

1. （報告）雲仙仁田峠循環道における協力金の取組について
2. （報告）法定外税に関する日本航空の回答について
3. （報告）世界自然遺産関連経費等の推移について
4. （議事）日本航空の回答を踏まえた入島税の検討について
5. （議事）今後の議論の方向性について

第3回

【令和6年2月27日】

1. （議事）今後のスケジュール案と協議の流れについて
2. （報告）京都市税制課へのヒアリングについて
3. （議事）論点整理と制度設計のための意見交換

第4回

【令和6年5月11日】

1. （議事）今後のスケジュール案と協議の流れについて
2. （報告）パラオ、その他入山税等事例
3. （報告）環境省実証実験（支払意思額調査）報告
4. （議事）論点整理と制度設計のための意見交換

第5回

【令和6年10月31日】

1. （報告）宿泊施設へのアンケート調査結果について
2. （議事）論点整理と制度設計のための意見交換



第
6
回

【令和7年1月23日】

1. （報告）市内ホテルへのヒアリング報告
2. （議事）宿泊税を想定した検討委員会制度案について
3. （議事）検討委員会報告書（案）について

第
7
回

【令和7年3月21日】

（議事）検討委員会報告書（案）について



令和7年3月21日に検討委員会より市に対して「奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会報告書」が提出された。



提言 1

本市が有する世界自然遺産の価値を「人類共通の財産」として維持することに加え、幅広い視点で価値を高める取組を継続的に実施するためには、全国的にみても導入事例が多く存在し、安定的かつ継続的な財源の確保が見込める宿泊税の徴収による新たな財源確保の方策を制度化することが妥当と考える。

提言 2

宿泊税の使途となる施策については、施策の方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

- ①「世界自然遺産の価値を高め、来訪者の満足度向上と地域活性化の好循環を生み出す」ことを大きな方針として、奄美市の自然環境や観光動向、経済状況等の変化に対応しながら、効果的な施策に充当すること。
- ②基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の単なる振替とならないよう努めること。
- ③納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

提言 3

課税要件については、本検討委員会案のほか、奄美市の自然環境や観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査した上で決定することを求める。

提言 4

関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、宿泊税の徴収について、広く社会の理解を得る努力を続け、その導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

また、宿泊税徴収に係る制度設計に際しては、特別徴収義務者の負担を最小限に留めるよう配慮すべきことも求める。

提言 5

宿泊税の徴収によって確保される財源を一般財源と区分するため、また、コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が本市の世界自然遺産の保護、観光にとって有効であると判断される事業に対応する財源として、これを原資とする基金の設置についても前向きに検討されたい。

宿泊税を徴収することによって確保される財源が、世界自然遺産に係る施策の原資として、効果的に活用されれば、世界自然遺産の価値向上のための取組や新たなサービスの提供、来訪者の増加による宿泊税の増収が見込まれ、最終的には奄美地域のさらなる活性化に向けた好循環が生まれることが期待される。

したがって、世界自然遺産登録に伴う来訪者増加に対応するために必要な新たな行政需要に適切に対応するため、法定外目的税として、持続的な財源となり得る**宿泊税徴収の制度を奄美市において導入することは適当である**と考える。

1. 世界自然遺産の価値の向上・再生・共有・発信
2. 来訪者、市民、観光事業者の満足度向上
3. 文化の継承・修復
4. 地域コミュニティの発展・環境教育による人材育成
5. 持続可能な観光振興・観光地域づくり

3.宿泊税制度（検討委員会 案）の説明



検討委員会から示された意見は以下のとおりである。

具体的な制度案や使途については、今後、答申をもとに奄美市で検討していく。

1.課税客体（課税対象となる行為）

奄美市内に所在する、次の事業に係る宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

2.課税標準（税額決定の基準）

宿泊施設への宿泊数

3.納税義務者

宿泊施設への宿泊者

【考え方】

- ・宿泊者が享受する行政サービスはホテルや旅館、簡易宿所等の宿泊施設間で大きな違いがないと考えられるため、公平性の観点から全ての宿泊施設への宿泊を対象とする。
- ・宿泊数が多い人ほどその行政サービスを受ける回数も増える。公平性の部分からも宿泊数を課税標準とする。
- ・宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。



4. 特別徴収義務者

- ・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
- ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者

5. 徴収方法

特別徴収：特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。

6. 申告期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入
※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能

【考え方】

- ・ 宿泊者が個別に宿泊税を申告し、納付することは実務上困難である。
- ・ 他先行導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当とした。

※「特別徴収義務者」とは

市町村の代わりに納税者から税を預かって納付する者が「特別徴収義務者」である。
宿泊税の場合、納税者である**「宿泊者」から税を預かり、奄美市に納付する宿泊事業者。**



7. 税率（税額）

一人一泊につき200円

8. 免税点（宿泊料が一定以下の場合、宿泊税の支払いを免除とする制度）

なし

【考え方】

- ・ 宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点からできるだけ簡素な制度が望ましい。
- ・ 宿泊者が享受する行政サービスは宿泊料金により大きな違いがないと考えられるため、公平・簡素な制度という観点から定額とし、免税点は設けないことが妥当とした。

9.課税免除

- ・ 災害による避難
- ・ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（ウィーン条約による）

10.見直し期間

条例施行後5年を目途に見直し

11.特別徴収交付金

納付された金額の2.5%

12.システム改修費整備補助金

1 施設 5 0 万円まで全額補助し、5 0 万円を超える部分についてはその2 分の 1 を補助（補助額上限 1 0 0 万円） ※宿泊税導入に係る整備に限る。

13.税の名称

宿泊税

検討委員会からの宿泊税制度（案）まとめ

項目	要件
課税客体（課税対象となる行為）	奄美市内に所在する、次の事業に係る宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税標準（税額決定の基準）	宿泊施設への <u>宿泊数</u>
納税義務者	宿泊施設への <u>宿泊者</u>
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
税率（税額）	一人一泊につき200円
免税点（宿泊料が一定以下の場合、宿泊税の支払いを免除とする制度）	なし
課税免除	災害による避難、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
見直し期間	条例施行後5年を目途に見直し
特別徴収交付金	納付された金額の2.5%
システム改修費整備補助金	1施設50万円まで全額補助し、50万円を超える部分についてはその2分の1を補助（補助額上限100万円） ※宿泊税導入に係る整備に限る。
名称	宿泊税

奄美市の宿泊税検討スケジュールは以下を想定している。
 なお、あくまで、宿泊税を導入する場合の想定行程である。





4.意見交換会

5.閉会

本日の意見交換会は終了です。 ありがとうございました。

出席確認のため、受付にて名刺の提出もしくは
出席票のご記入をお願いいたします。

宿泊税についてのご意見・ご要望等は
世界自然遺産課までご連絡ください。
連絡先：0997-52-1111（内線5371）